

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1006010	1 新資格「幼保士」(仮称)の新設 2 専門学校(専修学校)の幼稚園教員資格養成施設認定	1 保育所、幼稚園両施設及び幼保園における児童の保育・教育に携わる要員として、新しい国家資格「幼保士」又は「保幼士」(仮称)を新設し、既存の保育士養成施設あるいは幼稚園教諭養成施設において養成する。 2 新資格が認められない場合には、過去に文部省が専修学校(専門学校)に対して幼稚園教諭養成施設認定の実績があり、少なくとも保育士養成施設に対して幼稚園教諭養成施設として認可する。	1 幼保一元化の流れの中で、幼児を取巻く課題は多様化しつつあり、幼保園における保育及び教育を担当する資質・資格を兼備した専門職を育成することが望まれる。同資格所有者は、既存の保育所、幼稚園いずれの施設においても、同資格を活用することができるように図る。 2 万一新資格を設置できない場合には、少なくとも厚労省認可の保育士養成機関に対して、文科省は幼稚園教諭養成機関として認可し、認可を受けた学校は両資格を具備する有為な人材の育成を図る。これは政府の方針にも沿うものである。既述のとおり、過去にも認可の実績があり、両資格の認定に絡む作業はさほど困難とは思われない。	1 幼保一元化の社会的ニーズやこの度幼保園特区の枠組みを解いて一般化されたことに鑑み、同種施設における新し専門職を養成し、今日的課題に対処できるように図る。 2 今後を展望するとき、前述の専門職養成が必要と考えるが、それが不可能である場合、既述のとおり文部省が一部専修学校に対して幼稚園教諭養成機関として認可し、他方で同種養成校に対してこれを認めないという実態があり、同種校間においていくら努力しても有効な資格を取得できないという同種校間格差・不公平感を呈している。現に学生の就職時、双方の資格を採用の条件とする保育所も増加しつつあり、同時に学校運営上不利益をこうむることは自明である。又保育士資格取得に要する教科目・単位数に比して幼稚園教諭のそれは遥に少ない。同じ要件を満たす場合、文科省は同じ扱いをすべきであり、昨年度の三年後幼稚園教諭受験資格付与では不十分である。抜本的改革が望まれる。	兵庫県	学校法人姫路文化学園 姫路福祉保育専門学校	文部科学省 厚生労働省
1048010	高等学校学習指導要領の必履修教科・科目の弾力化	普通科と専門学科が併設された高等学校の普通科においては、必履修教科・科目の一部を専門科目に置き換える。	普通科と理数科・体育科などの専門学科が併設された高校において、普通科において「専門科目の履修」を「必履修科目の履修」に置き換える(例 理数物理の履修で物理 の履修とする)といった学習指導要領の弾力化を実施したい。	現行の高等学校学習指導要領では、専門学科においては「普通科目の履修を専門科目の履修と見なす措置」や「専門科目による必履修科目の代替」が認められているが、普通科においては「専門科目の履修」を「必履修科目の履修」に置き換えることが認められていない。そのため、理数科、体育科などの専門学科が併設された普通科において、高度な内容を含む専門教科の選択が可能であるにもかかわらず、必履修科目としては選択できない。 このような課題の解消に向け、普通科と専門学科が併設された高等学校の普通科においては、必履修教科・科目の一部を専門科目に置き換えることを認めるよう弾力化することにより、学校の特色化が推進できる	徳島県	徳島県	文部科学省
1071010	区域外就学の手続きの緩和	教育委員会への届け出をすることで、協議、承認なく区域外就学を認められるものとする	区域外就学を希望するときの手続きのうち、入学先市町村教育委員会等と居住市町村の教育委員会の協議と、入学先市町村教育委員会等による「承諾」を証する書面の発行、を省略し、居住市町村と入学先市町村教育委員会の教育委員会への届け出だけで認められるものとする。	現在の法律の中で、区域外就学を実施しようとするれば、居住市町村の教育委員会に届け出した後、入学先市町村教育委員会等と居住市町村の教育委員会が協議し、入学先市町村教育委員会等による「承諾」を証する書面の発行が必要となっており、承諾は各市町村の教育委員会の裁量となる。そこで承諾されるに当たっては、必然性のある理由がなければ認められにくい。そこで本特例措置により、居住市町村と入学先市町村教育委員会への届け出だけで区域外就学が承諾されることで、田舎に興味がある子供の区域外就学を簡易的にし、実際に子供が通ってみて気に入れば、引越しをする際の重要な要因である「子供の教育環境」への不安が減少し、親も移り住むことを考え、I、U、Jターンという選択をする人が増えると思われる。こうして子供をはじめ親も一緒に人が移り住むことで、少子化の問題などを含めた過疎地対策につながる。	山口県、 島根県、 大阪府	大島青年の家、子供ハウスアーズ株式会社、インキュベーションセンターMOM0	文部科学省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1138080	学校給食調理業務の委託先による食材発注	学校給食調理業務の民間委託が進んでいるが、「食材は市町村が支給」と委託時に規定されている。民間の給食事業者は、食材調達においてトレーサビリティ(生産履歴の追跡)のシステムを備えるなど安心・安全を確保した食材の供給を行える立場にある。民間業者への食材発注権の付与により食材の安心・安全の確保に加え、新鮮でかつ低コストの食材を供給することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献したい。現に、食材の発注権を給食業者に与えないという障壁があり、除去等、文部科学省の適切な措置をお願いしたい。	教育委員会の管理・監督による民間受託会社による食材料の調達と品質管理及び調理業務の包括的受託 保護者給食費負担額の20%を削減することを目標とする 自治体の給食施設における出納業務の合理化及び簡素化 なお、現在、全国で調理業務の民間委託は進んでいるが、食材発注権は一切、民間業者に付与されていない。慣習による厳しい障壁があると考えられる。	官から民への政府方針に則り、昭和60年1月に発せられた「体育局長通達」を改定し、献立権の作成を除く学校給食業務の包括的委託を推進すべきである。昭和60年1月に、体育局長が発した「学校給食の運営の合理化」通達は献立作成権を除く完全民営化方針を示しものであるが通達通り履行されていない。全国で1000校以上で民間委託されているが、1校たりとも食材の発注権は委託先に付与されていない。厳然とした食材発注にかかわる障壁がある。「民間でできることは民間に任せる」という政府方針に則り同通達を全面改正し、学校給食業務の包括的委託を推進すべきである。	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	文部科学省
1157010	下総丘陵における低未利用地を活用した観光共生型地域再生交流拠点整備事業	下総丘陵において土取跡地・残土捨場、遊休農地等の低・未利用地での産業廃棄物の不法投棄が問題となっているが、いたちごっこの状態でなかなか解決に至っていないのが現状である。本プロジェクトは、地域特性、県「観光立県ちば推進ビジョン」に鑑み、民間主導による新たな観光拠点(体験牧場公園等)を整備することにより、「低・未利用地の有効活用による地域の再生」と「不法投棄等の負の連鎖の解消」を目指すものである。	観光機能と教育機能の複合化 対象地域に近接している千葉県立下総高校の生産技術科では、畜産分野の規模が小さい状況にある。千葉県を馬のふるさととして復活し、観光立県にも貢献するために、観光機能と教育機能を併用し、下総高校の実習施設として活用する。	民間施設を高校等が実習等の授業の一環で使用することができるのか、現状でなんらかの規制によってできない場合は、当該プログラムを位置づけて欲しいという主旨です。	千葉県	財団法人都市経済研究所	文部科学省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1046010	学校運営協議会の権限強化	学校運営協議会の権限については、その影響力、効果はきわめて小さいと言わざるを得ない。 教育委員会が有する学校運営の権限の一部を学校運営協議会の権限を強化し、諮問機関ではあるが地域の声をより一層反映させ、地域の自由な発想により学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材育成つまり市民教育を目指す。	(事業内容) 1. 地教法第47条の5第4項及び第5項の権限の強化(第3条と同様に学校運営及び職員採用・任用について協議会の承認を必要とする) 2. 教科書採択に関して、採用する教科書について協議会の承認を必要とする (効果) 教育委員会が、学校運営に関する承認権の一部を協議会に付与することにより、市民自治の本旨に基づき、市民が責任を持って学校運営に取り組むことができる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会については、地域住民の意見を任命権者が尊重するという点で評価はするが、付与されている権限が不十分であり、残念ながら教育委員会の諮問機関を超えるものではない。前回提案時の回答において、随所に「教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を充分踏まえることで実現可能」との見解をいただいたが、本市は、単に学校運営に対して実質的に関与可能とするだけではなく、「承認する」と明文化し法制度として保障することに大きな意義があると考えられる。学校運営を通じて地域教育を行おうとする場合には、住民に自覚を促すための、権限とそれに伴う責任が必要である。学校運営協議会制度そのものが試行的な現状において、特区という実証実験的かつ限定された範囲内において権限を付与し、他の協議会とを比較してみることは、今後本協議会制度を進めていく上で有効であると考ええる。	岐阜県	多治見市	文部科学省
1046020	学校運営協議会委員任命についての市長の関与	学校運営協議会は指定学校の運営方針に対し承認を与える等の権限を有しており、協議会委員の任命権限は教育委員会が有しているが、学校は地域の財産であり、教育に関する住民の関心は高く、委員の任命について市長の関与は不可欠であるので、学校運営協議会の委員の任命に関して市長の承認を得るものとする。	学校運営協議会委員の任命について市長の承認を得る	地域教育を進める場合、委員会構成についても地域の意向が十分に反映されなければならない。前回提案時の回答で「教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることで、特区として対応しなくても実現可能」との見解をいただいたが、最終的には教育委員会の裁量により決定されるものである。委員会構成に住民の意向を確実に反映させるには、委員の任命について「市長の承認を必要とする」と明文化することが必要であり、「法制度として(権限を)保障する」ことに意義があると考ええる。また、地方制度調査会の答申書においても、「地域住民の意向の反映はむしろ公選の長の方がより適切になしうると考えられる」とされている。 特区制度とは、限定された範囲内で実証実験的に試行し、結果を検討するものであると理解している。この限定的な枠の中で権限を付与し比較検討を行うことは、今後の協議会制度を運営していく上で有効であると考ええる。(別様有)	岐阜県	多治見市	文部科学省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1046040	普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務の一部を、協議により、長に委任できる特区	普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務を、当該普通地方公共団体の長に委任できるようにする。	本市では、教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務は市長部局で行うことが適当であるとの判断により、機構改革を実施したところである。しかし、地方自治法第180条の7により委員会から市長への委任はできず、これらの事務は長の補助機関たる職員(社会教育を所管する部の長である企画部長)への事務委任に留まっている。またこのため、規則制定権や図書館・公民館等の職員の任命権については補助執行に留めている。これらの事務について、地方公共団体の長自ら規則を定め、明確な責任と判断のもとで行うため、委員会又は委員の権限に属する事務を、当該普通地方公共団体の長に条例をもって委任することができるよう求めるものである。	第28次地方制度調査会においても、文化、スポーツ、生涯学習支援なども含め、学校教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が所掌するか、教育委員会が所掌するかを選択を幅広く認める措置を直ちに採ることとすべきである、とされたところである。より多様化する住民ニーズに適切に対応するため、地方公共団体の判断により、自由な組織編成ができるよう求めるものである。以上により、検討し回答を願います。	岐阜県	多治見市	総務省 文部科学省
1164020	社会教育関係団体に対して補助金を交付する場合の規制を廃止する	社会教育法第13条により、社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないことが規定されているが、この規制を撤廃し、社会教育関係団体への補助金交付について、地方公共団体が任意に行えるようにする。	社会教育(生涯学習)の分野では、それぞれの法律等に基づき、類似した審議会等が設置されている例が多いが、補助金交付に関する、いわば審議会の必置規制をなくすことにより、効果的・効率的な審議会等の統廃合を各教育委員会が主体的に実施することが可能となる。 なお、スポーツ振興事業を主に行う団体に対しての補助金交付についても、スポーツ振興法により同様の規定があるので、併せて見直されたい。	社会教育は、地域住民の参画による公共もしくは地域の課題発見とその解決への活動へと成熟してきた。また、地方公共団体の交付する補助金についても、実施主体の自主性・自立性を尊重した協働の一形態として進化している。 社会教育委員による審議そのものを否定するものではないが、交付団体への公の統制や支配といった事態を懸念して規定された補助金交付にあたっての必置規制は、時代にそぐわなくなっている。 補助金を交付する場合の社会教育委員の必置規制を無くし、各教育委員会の自主性に任せることにより、審議会等の効果的・効率的な統廃合が進むものと考えられる。	東京都	三鷹市	文部科学省
1052010	非常勤(再任用短時間勤務職員を除く。)の校長の設置	常勤を原則とする校長について、非常勤(再任用短時間勤務職員を除く。)の校長を置くことを可能にする。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で常勤とされている校長について、非常勤(再任用短時間勤務職員を除く。)の校長も可能とすることで、民間人により広く、校長への道を開く。	学校教育法施行規則第9条の2において、民間人も校長となることができるようになったが、民間からより優秀な人材を集めるためには、民間人が他の職に従事しながら校長となることができるように、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律にある、校長を常勤に限定する規制を緩和し、非常勤の校長もおくことができるようにする。本区に在住する区民には、教育に関心を持つ、優秀な民間人が多く、こうした区民により広く校長になる道を開くことが目的である。	東京都	杉並区	文部科学省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1052020	民間人校長の兼業兼職規制の緩和	教育公務員は地方公務員法第38条及び教育公務員特例法第17条により、一定の場合以外兼業兼職が制限されるが、民間人校長について、この規制を緩和する。	民間人校長の兼業兼職規制を緩和することで、民間人と同様の多種多様な活動ができるようになり、民間人校長の特性をより活かすことができる。	法律改正により、民間人が校長になることは可能となったが、校長になることで、民間人としての活動に制約を受けることになる。こうした制約を緩和することで、民間人が校長になる道を広げ、民間人校長がその特性を活かした活動を行えるようにする。	東京都	杉並区	文部科学省
1077020	教員の資格要件の緩和	特区研究開発学校設置事業を利用して、特区学校法人及びNPO法人立の学校を設置しようとしている学校設置者が、学校の理念にあった開かれた学校づくりを進めるための幅広い経験のある教員を確保するために、その教育理念にあった一定の教員養成等を受けた者を、教員免許状を有しなくても、従来の資格を有している者と同等の資質を有すると当該学校設置者の理事会が認める場合は、社会人特別選考枠として教員としての採用を可能とする。	幼児から高校生までの一貫したシユタイナー教育を実践する特区学校法人或いはNPO法人立の学校として法的に認可された学校づくりを目指しています。単一の価値観で進められてしまうのではなく、教育においても、多様な教育方法、運営形態の、一人ひとりを出発点とした多様な個性を育む教育の必要性が叫ばれています。一人ひとりにふさわしい学校選びが実現されることは、安定したバランスのよい社会・経済のために不可欠であると考えます。そこで、802・820(801-2)と今回の提案項目を利用して、北海道において、大いなる自然と第1次産業など地域の魅力を存分に生かした教育を実践する学校を設置したい。	子どもを取り巻く環境は、日々変化しその対応に柔軟性が求められ、地域と共に育つ個性ある学校の役割が社会からも求められています。画一化した教育ではなく、多様性のある教育を進めるため、広く人材を求め、人的交流を進める事が学校の活性化に繋がり、真に「生きた学び」を学べる環境を作り出す事ができると考えています。人間一人ひとりの本来持っている可能性を開花させ、社会を変化させる力として育っていく事が、地域をも変化させていくと考えます。昨今、校長・教頭の資格要件が緩和され、新しい時代の義務教育の創造に向け、広い視点にたったの手腕を發揮しています。教員の資格についても同様に、新しい時代を築いていく礎となる人材の登用が望まれています。	北海道	NPO法人シユタイナーズスクールいずみの学校	文部科学省
1077010	学校設置非営利法人による学校設置事業における対象拡大	NPO法人立学校の対象である「不登校児童等」には、相当期間の不登校の実績がなくても、不登校になるおそれがあると保護者が判断した児童生徒を含むものとする。	幼児から高校生までの一貫したシユタイナー教育を実践する特区学校法人或いは NPO法人立学校として法的に認可された学校等を目指す。モノカルチャー農業が天候不順や市況の変化に大打撃を受ける。教育においても、多様な教育方法、多様な運営形態の中から、1人ひとりに相応しい学校を選び、多様な個性を育むことは、安定した社会と経済のために不可欠である。本提案の他に、802番および820(801-2)番と合わせて特色ある学校を設置したい。多様な自然、充実した第1次産業、縄文文化・アイヌ文化・開拓文化の恩寵を受けた北海道西胆振地区を事業区域として想定している。当校の教育の魅力を存分に發揮でき、また地域の魅力を引き出すことに有効である。	学校法人等による通常の学校教育を補完する、不登校対策の学校を運営するには、それにあう運営組織が必要であり、現存する組織形態のなかではNPO法人が最もふさわしいと思われる。不登校児童等を対象としたNPO法人のフリースクールが実績をあげており、その有効性は示されている。また不登校児童等のみを対象を限定していないNPO法人のフリースクールにも、通常の学校教育においては不登校になったと予想される児童等もいる。不登校となるおそれのある児童等も対象とし、予防対策を講じなければ、問題解決がより困難になる。また予防策を十分に講じるには、多様な個性に対応できるよう、教育を選べる環境をつくるのが有効であり、万能な不登校対策学校を想定したのでは、運営の負担が大きく効果は薄い。特色ある様々な教育を実践できる仕組みの一つとしてのNPO法人による学校設置を可能にすることが、不登校予防対策に大きく寄与すると考える。	北海道	NPO法人シユタイナーズスクールいずみの学校	文部科学省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1091010	医師不足地域における公立大学法人が設置する大学医学部の入学定員増の容認	特定の地域における医師不足の課題を解決して、どの地域においても必要な医療を受けられるようにするため、厚生労働省の「医師の需給に関する検討会」において、全国一律に認められていない医学部の入学定員増を地域の実情を良く把握している地方自らの判断で行えるようにする。 また、文部科学省においては「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」(平成15年3月31日文部科学省告示第45号)を改正し、医学部に係る公立大学の収容定員増を可能とする。	本県の医療施設に従事する医師数(人口10万人あたり)は、全国平均201.0人に対し171.0人(全国38位)であり、医学部定員(人口100万人あたり)は全国平均60.5人に対し38.0人(全国40位)といずれも非常に低位にあり、広大な面積を有する本県においては、医師の絶対数が不足している状況にある。そのため、地方の判断により医学部の入学定員を増員し、出願時に県内の公的医療機関(県立医科大学を含む)勤務を条件とした修学資金貸与と申込予約を行わせる上で入試を行うことにより、医師の県内定着を促進し、県内のどの地域においても必要な医療を受けられる体制を整備し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。	人口当たりの医療従事医師数が全国平均を大きく下回っている本県では、卒業生の県内定着に積極的に取り組んでおり、定着率も約6割(別紙参照)となっているが、医学部定員が少ない現状では医師の確保には自ずから限界がある。 他方、厚生労働省の「医師の需給に関する検討会」では、特定の地域における医師不足を課題としてとらえているものの、医学部定員については、未だ方向性は明らかにされていないため、地域に必要な医師の確保を図ることを可能とするよう、全国一律に認められていない医学部の入学定員増を地域の実情を良く把握している地方自らの判断で行えるようにすべきである。なお、増員分は新たな修学資金の貸与により、県内定着が図られる。 また、文部科学省は、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校設置等に係る認可の基準」(平成15年3月31日文部科学省告示第45号)を速やかに改正すべきである。	福島県	福島県	文部科学省 厚生労働省
1122040	医学部入学定員要件の緩和	国公立大学医学部等において、県が養成するへき地医療従事を義務づける医師に係る収容定員増の認可の審査に関しては、その要件を緩和する。	県が養成するへき地医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。	へき地を含む地域における医師の確保は全国的な問題となっているが、本県においてもへき地における医師不足は深刻であり、地域住民が安心できる医療の確保に苦慮している。そのため、医師確保対策の一環として、県がへき地医療従事を義務づける医師を養成することは有効であり、現行定員の増が認められる必要がある。	兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省
1162020	大学の卒業要件の緩和	大学の修業期間に特例を設け、卒業に必要な単位を全て取得した者であれば、在籍した年数を問わずに卒業できる制度の創設。	学年進行に併せて単位を取得していく従来の制度も維持しつつ、単位の取得状況次第によって短期間で卒業できる特例を設けるもの。	在学期間が先に決まっているために、学生・教官ともに教育にかけるインセンティブが高まらない。 なお、医学部が6年制であることの合理的な理由はない旨、文部科学省医学教育課に照会し、回答を得ている。学校教育法が制定された昭和22年以来、学ぶべき医学知識や技能は格段に増えているが、修業期間は6年のまま不変である。すなわち、修学期間ではなく、個々の学生の努力でそのギャップを補うことができる。	千葉県	特定非営利活動法人医学教育振興センター	文部科学省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1162030	大学における「講義」の解釈の拡大	大学設置基準第25項第1項で定める「講義」の解釈として、「インターネットや学内のLAN等で当該講義を放映したものを」を含めること	通信教育にかぎらず、通学制をとる大学であっても、教室での講義とインターネット等による講義の双方のいずれかを受講するかについて、講義のたびに受講者が選択できるようにするもの。 これにより、研究室や図書館等でも講義を受講できることになり、教科書や各種資料を見ながら効果的な学習が可能となる。また、通学にとまらぬ交通機関の朝夕の混雑緩和も期待できる。	大学では教室で行う講義への出席が義務づけられているが、従来どおりの伝達型の講義であるかぎり、講義をビデオに収録したものをインターネット等を通じて学生に視聴させる、または、収録せずに講義の生中継を視聴させること何らの変わりはない。 したがって、インターネットを通じて学生が視聴することについても、単位認定に必要な出席と同等に取り扱うべきである。出席の確認は、本人を同定するIT技術を用いることで可能。もし、学生が質問したい場合には、個別に担当教官にメールする等によって教育効果は損なわれない。	千葉県	特定非営利活動法人医学教育振興センター	文部科学省
1162040	医学部医学科における卒業試験の廃止	大学設置基準が単位として振り替えることを認めている「卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目」の中に、それまで取得してきた各科目の単位を含め、卒業に必要な学修成果とすること。	卒業試験を実施しなくとも、卒業を認める。卒業試験合格が単位として振り替えられる場合には、最終学年への進級をもってその単位にあてる。	6年生に進級した学生は各科目を履修し単位を得てきたものであるが、同様の試験を最終学年で再度課す意味は乏しい。本来、問題がある学生については、最終学年に到達する前に淘汰する必要があるはずである。つまり、わざわざ卒業試験を行わなくとも、卒業相当の学力を有する。 本特例によって、卒業試験に割かれる3ヶ月あまりの期間を地域での病院見学等に振り替えることができ、学生でなければできない体験が可能となる。	千葉県	特定非営利活動法人医学教育振興センター	文部科学省
1162050	大学で取得すべき単位について、取得する順番の裁量を認める	大学設置基準第19条で定める「体系的な編成」の中に、学生がカリキュラムを自由に編成できることを認めるべきである。	カリキュラムによらず、大学で単位を取得する順序を学生が自由に選択できるようにするもの。これによって、学生が自由な発想で単位を取得するとともに、モチベーションを維持・向上させることを目指す。	学問は分野が複雑に相互作用して成立しているものであって、大学が提供するカリキュラムどおりの順番で単位を取得することが最善とは限らない。学生のニーズと能力に合わせた教育を実施するため、「体系的な編成」の解釈を広げるべきである。	千葉県	特定非営利活動法人医学教育振興センター	文部科学省
1162070	大学設置基準の緩和	大学設置基準第39条において、医学又は歯学に関する学部には附属病院を設置することが義務づけられている。これを必置規定から努力規定に緩和する。	本提案は、医学部及び歯学部の学生が市中病院で臨床教育を受けた場合でも正規の単位として認定されるようにするため、当該大学に対して附属病院の必置規定を廃止するもの。	提案理由:医学部がある都市周辺には、国公立・日赤等の大規模な病院が集積しており、医師が分散して診療体制が手薄になっている。このため、大学病院以上の診療機能を担う市中病院も少なくない。当該分野を最も得意とする医療機関で学生が学習し、単位を得られるようにするため、大学病院の必置規定を廃止し、市中病院も大学病院と同等の教育機関として認めるべき。 代替措置:大学病院は高度な医療と研究に特化する。すでに各大学とも臨床実習の一部を市中病院で行っていることから、教育の質の低下を来すおそれは低い。	千葉県	特定非営利活動法人医学教育振興センター	文部科学省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1021010	学校教育法第2条、第4条の改正、認定NPO法人等の規制撤廃(特定非営利活動法人による専門職大学院設置規制及びインターネット大学院大学の設置規制)	下記をすべてまとめ(含めて)認定NPO法人に認める。校地面積基準の引き下げ(811特区)、校地・校舎を自己所有を要しない特例(821特区)、運動場に係る要件の弾力化(828特区)、空地に係る要件の弾力化(829特区)、インターネットのみを利用して授業を行う大学の校地校舎の弾力化(832特区)	国税庁認定NPO法人では広く寄付及び提供が成り立ち、負担と給付の割合が等価である。固定費や維持経費等を低く抑えることにより、学生及び教員の当事者にしか費用変動が発生しない。学校経営の負担は、寄付及びスポンサーシップを使えば、経費は掛らない仕組みにできる。よって継続的・安定的に学校経営ができ、経済的に大学及び大学院教育を受けられない人々に門戸を開放できる。	NPO法人には大学設置については認められないとし、その理由が継続性、安定性なる言葉です。継続性と安定性は具体的には、資産のこらしい事が判明し、固定資産の免除がすでに認められている事から、これは流動資産で、現金・預金であると考えられる。教育には資金がかかるし、運営にも資金がかかるが、教育現場から考えると、費用対効果とういう事であろうと思われる。しかし、新しいIT技術や通信コストの引下げにより、従来より費用をかけないで運営が行われる。教授にしても金儲けではなく、名誉職として、ボランティア教授がいてもよいのではないか？また、スポンサーシップや寄付を集める方法として検討すれば、学費はひたすらゼロに近い形になると思われる。組織変更を柔軟に行え、受講者(学生)は20歳以上で、社会人経験を積んだ人を対象に、実を抱える事で、教授に社会人を起用することが可能である。コストを下げ、受講者負担を軽くすること(ほとんど貰わない)で双方のボランティア性が発揮し、いい意味で、時間管理やコスト管理が可能である。	奈良県	特定非営利活動法人国際キャリア支援協会	文部科学省
1050050	著作物の複製手続きの簡素化	著作物を複製する場合、著作権法に基づき出版社等著作権者の許諾が必要となるが、読書活動推進のために図書等の表紙を複製し使用する場合は、著作権者の許諾を不要とする。	読書活動推進のために図書等の複製を行う場合、その都度の著作権者への許諾を不要とし、事務効率化・省力化を図る。 具体的には、岐阜市立図書館では、読書活動の推進を図るため、図書等の表紙を複製し、新着図書リスト、おすすめ本リストなどに使用し、印刷物や、ホームページで広く市民に対し紹介している。この際、著作権法に基づき、その都度、出版社等著作権者に複製の許諾を受けている。 これについて、著作権者への許諾を不要とすることで、複製の許諾に係る事務の簡素化、省力化が図られる。	図書等の表紙を使用しての新着図書やおすすめ本等の案内は、当図書館では日常的に行われており、活字のみの案内に比べて、図書等の内容を利用者により理解してもらう上で効果的で必然性があり、著作権者にもこの公共的奉仕事業は理解されている。 よって、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「文字・活字文化振興法」が制定された中、読書活動を推進する事業に限り、著作権者の許諾を不要とすることにより、複製・使用する者においては許諾手続きの省力化が図られるとともに、著作権者においても、許諾への対応事務が省かれることとなり、複製・使用者および著作権者双方にとって、複製許諾に係る事務の簡素化・省力化が大幅に図られるというメリットがある。	岐阜県	岐阜市	文部科学省
1138100	営利目的での大型画面による地上波の同時放送の規制の見直し	現在、家庭でも50インチ画面が普及しているが、著作権法で「映像を拡大する装置で公衆に見せるには著作権者の許諾が必要」となっている。「大型画面」の定義は条文には記載されていないが、運用上、50インチ以上の画面が対象とされている。電気機器の進歩は日進月歩であるため、大型画面の定義を放送の実態にあわせるべきである。	現在、家庭でも50インチ画面が普及しているが、著作権法で「映像を拡大する装置で公衆に見せるには著作権者の許諾が必要」となっている。「大型画面」の定義は条文には記載されていないが、運用上、50インチ以上の画面が対象とされている。電気機器の進歩は日進月歩であるため、大型画面の定義を放送の実態にあわせるべきである。	現在、家庭でも50インチ画面が普及しているが、著作権法で「映像を拡大する装置で公衆に見せるには著作権者の許諾が必要」となっている。「大型画面」の定義は条文には記載されていないが、運用上、50インチ以上の画面が対象とされている。電気機器の進歩は日進月歩であるため、大型画面の定義を放送の実態にあわせるべきである。	東京都	社団法人日本ニュービジュアル協議会連合会	文部科学省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1022010	ウランの取り扱い規制数量の緩和	国際規制物資の使用許可等関係手続き・管理を行い年間300g以内のウランを使いウランガラスを製作し事業を実施している。現在の手続き・管理と同じ要領で年間2kg程度のウランを使用可能とする。	日本で唯一、ウランの採掘と製錬、濃縮を行ってきた日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(以下「人形峠センター」)の人形峠産のウランを活用した「妖精の森ガラス」により、社会的に原子力の平和利用のPRと、地域の活性化を図る。具体的には、ガラス原料に微量(0.1%程度)のウラン(ADU)を混ぜ、ウランガラスを製造し作品の製作を行っているが、年間取扱量を緩和し、製造できるウランガラスの量を増やすことにより原子力の平和利用をより多くの人々にPRできるとともに、集客に効果を発揮し地域の活性化につながる。	人形峠センターがウランガラス原料調合後、これをセンター周辺監視区域内のガラス作業場(以下「当該作業場」)で町がカレット(ガラス塊。製品原料となる中間製品)にし、カレットは敷地外の町ガラス工房に供給する。当該作業場は町の国際規制物資使用許可施設である。現行法令では300gを超えるウランの使用は核燃料物質の使用許可が必要で、管理要件が厳しく新たな設備投資が必要となる。常時同じ300gを1年間取扱う場合も、毎月300gずつ消費しつつ取扱う場合(年間3600g)も、作業者の放射線安全上同等であり、かつ作業経験上年間1mSv以下を担保可能と考える。周辺環境への影響も作業経験上ないと考え、かつ当該作業場がセンター周辺監視区域内にある特殊性から充分担保できる。従って、設置環境を考慮し、当該作業場で1回300g、年間総量2kgで国際規制物資として使用しても安全上問題ないものとする。	岡山県	鏡野町	文部科学省
1054010	多様なメディアを高度に利用して履修させることができる授業を採用する専修学校については、専修学校設置基準第24条(校舎の面積)における校舎面積の基準を緩和する。	専修学校が多様なメディアを高度に利用して履修させることができる授業を採用することにより、総定員数は、自宅等において当該授業を履修する学生数が含まれることとなり、生徒総定員の区分から割り出した校舎面積を下回った場合でも、十分な授業ができると考えられ、教室等を有効活用できることとなる。	専修学校設置基準の一部を改正する省令(平成18年3月1日)によって、専修学校が多様なメディアを高度に利用して自宅等においても当該授業を履修することができることとなりました。総定員数の区分によって校舎面積は規定されていますが(専修学校設置基準第24条)、多様なメディアにより自宅等において履修する学生数については、通学時の教室の確保等を考慮した上で、この面積基準における定員数の対象としないとする。	専修学校設置基準の一部を改正する省令(平成18年3月1日)によって、専修学校が多様なメディアを高度に利用して履修させることができる授業について、その履修の範囲を、課程の修了に必要な総授業時数の4分の3を超えないものとし、自宅等においても当該授業を履修することができることとなりました。多様なメディアを高度に利用した場合、4分の1の200時間についてのみ定められた教室において通常授業を行えばよいこととなり、学則に定める学生が、全員揃って、この時間に教室を占める割合は低いと考えられます。しかしながら、校舎面積は、専修学校設置基準第24条によって、制限されています。多様なメディアによる履修を受ける生徒においては、自宅でも履修可能なことから、この面積基準による定員数とは別に、区分されることとすれば、教室の合理的な活用が可能となります。多様なメディアによる履修を受ける生徒と、通常の通学生との区分をはっきりとさせ、また、多様なメディアによる履修を受ける生徒が、通学時に十分な指導が受けられるように使用教室等について配慮する。また、この多様なメディアによる履修を受ける生徒の数を通常の通学生徒と同数程度にし、受講者が過度に多くならないようにする。	東京都	学校法人タイケン学園	文部科学省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1152020	公立図書館における図書の有償宅配サービスの実現	公立図書館において、利用者の希望に応じて送料実費や手数料等を徴収して、図書の宅配サービスを可能とする。	公立図書館において、利用者の希望に応じて、図書の送料実費や手数料等を徴収して図書の宅配サービスを行うことを容認することで、高齢者や障害者、児童・生徒をはじめ、仕事や育児、入院等の理由により、直接、図書館に来館できない県民の読書活動の推進につながる。 (例) ・公共交通機関や自転車などで来館し、たくさんの本を持ち帰れない時、送料実費を徴収して宅配 ・子どもに絵本を読み聞かせたいがどんな本を選んだら良いかわからない時、送料実費や手数料等を徴収して、年齢別のお勧めの本一覧から数冊を定期的に宅配	公立図書館では、「入館料、図書館資料の利用に対するいかなる対価も徴収することができない」と規定されているが、県民の読書活動を推進するためには、県民ニーズを踏まえ、公立図書館のサービスをより一層向上する必要がある。 高齢者や障害者、児童・生徒をはじめ、仕事や育児、入院等の理由により、公立図書館で図書を借りたいと思っても、直接図書館に来館し、図書を借りることができない場合がある。こうした理由で、図書の宅配サービスに対するニーズが高まっている中で、利用者から図書の送料に係る実費や手数料の徴収ができれば、図書館のサービスの向上につながる。	福井県	福井県	文部科学省
1152030	地方自治体が保有するバスを活用した路線バス運行の容認	地方自治体とバス事業者との間で一定期間以上にわたって賃貸契約等を締結することを要件に、事業者が地方自治体所有のバスを事業用(乗合バス)として使用することを容認する。	地方自治体所有のバスを、一般乗合旅客自動車運送事業用の車両として活用することにより、祝休日などに需要の多いバス路線を開設、増便し、地域住民の利便性の向上につなげる。また、自治体が所有するバスの有効活用にもつなげる。 (例) ・地方自治体所有のスクールバスを土日に事業者に貸与し、郊外の公共施設等への路線を開設	地方自治体には、スクールバスや業務用バスなど自己所有のバス(白ナンバー)があるが、土曜、日曜など祝休日に使用するケースが少ない車両も多く、常時利用されることはない。 旅客運送を行う場合、事業用車両については事業者が使用権原を有することが必要である(緑ナンバーに限定)が、自治体所有のバスを、一般乗合旅客自動車運送事業用の車両として活用することで、祝休日などに需要の多いバス路線を開設、増便することができ、地域住民の利便性の向上につながる。	福井県	福井県	文部科学省 国土交通省
1044010	廃校施設のより一層の有効活用を促進するための国庫納付金の算定方法の改善について	認定を受けた地域再生計画に基づき補助対象資産である廃校施設を譲渡する場合、国庫納付額の算定に当たり、その譲渡価格の範囲内で納付するよう、算定方法を改善いただきたい。 算定式による国庫納付額(A) 譲渡価格(B) 算定式のとおり、所定の金額(A)を国庫納付 算定式による国庫納付額(A) 譲渡価格(B) 譲渡価額(B)の範囲内で国庫納付	本道において、廃校施設の有効活用が緊急かつ重要な課題となっているが、一定程度公共施設の整備が進んだことから、民間による活用も積極的に検討しなければならない状況におかれている。他方、現行制度上、民間への譲渡は国庫納付金が必要となるが、その算定方法は市場価格を考慮したものではないことから、譲渡価格を上回る国庫納付金を求められることもあり、廃校施設の有効活用を阻害することが懸念される。このため、民間による廃校施設の有効活用をより一層促進する観点から、地域再生計画の認定を条件とした上で、国庫納付金の算定方法の改善を求めるものである。	事業活動の一環として廃校施設を活用する場合、ある程度設備投資が必要な場合もあることから、借り手である民間が譲渡を望むケースも想定されるとともに、イコールフットイングの観点から、借り手である民間に対して適正な対価を求めることが必要である 本道における不動産取引は首都圏ほど活発ではなく、また、価格水準も低いことから、実際の市場価格を加味できるような国庫納付金の算定方法の改善が必要である 譲渡に際しては、不動産鑑定士による鑑定結果を踏まえて価格を検討・協議するなど、適正な価格による譲渡に努めることは当然である。	北海道	北海道	財務省 文部科学省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1055010	公立社会教育施設財産処分に係る面積要件の撤廃	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認等について(平成10年3月31日生涯学習局長裁定)では、一定の要件を満たすと、国庫補助を受けた施設の処分(取り壊し、転用)が補助金の返還なしに可能となる。ただし、事務処理要領3.報告事項に該当する要件(3)では、施設の一部転用について、原則的に施設の建物延べ面積の10%未満又は100㎡未満のいずれか少ない面積に限るものと制限している。香芝市では、この処分要件に係る面積制限を撤廃することを要望する。	香芝市中央公民館は現在に至るまで社会教育施設としての機能を担ってきた。その中央公民館の施設の一部として収容人員1000人の大集会室があるが、これを文化ホールとして転用し、施設の有効活用を図ることを計画している。転用後は、従来の社会教育活動を維持することは、もちろんのこと、質の高い文化芸術講演を実施するなどして、市民文化の発信拠点としての役割を担う施設として位置づけたいと考えている。	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等で、施設の全部転用については認めているのだが、施設の一部転用については、処分要件に面積制限がある。香芝市では、中央公民館のうち、大集会室の施設転用を考えているが、大集会室は、中央公民館の面積の全体の53%であり、100㎡を超えている。しかし、大集会室は施設全体の1室であり、大集会室を除いても、中央公民館は社会教育施設としての機能は従来どおり維持できるものである。転用によって、それぞれが施設の機能特性を生かした利用が図れ、市民サービスの向上につながる。そこで、社会教育施設の一部転用における面積制限の撤廃を要望する。	奈良県	香芝市	文部科学省
1119010	過疎地遊休施設自由転用制度	補助金等で建設された地方自治体の遊休施設等の利用制限等を撤廃し、利用を促進する。現実的に未利用で低生産性の公営住宅・元学校等を貸別荘・ベンチャー・NPO等への貸与等で高度有効利用する。過疎地では細かい条件を満たすような利用者は存在しないに等しく、例えば人口500の大川村では、人口換算で1割程度以上の公営住宅が遊休している。一方都会には田舎暮らしをしたかったり、事務所の位置などに制限されないベンチャーやNPOが存在する。彼らを一泊以上の体験宿泊、貸別荘、貸事務所等に貸し出す。規制の撤廃	交流人口の増加による経済効果、異文化の流入による活性化、将来の定住見込み者の困り込み、家賃収入(庭付き一戸建て住宅を、貸別荘にすれば3泊程度で1ヶ月分の正規家賃収入が得られる)による自治体の財政の改善、地元企業への刺激、空き家所有者への賃貸モデルの視覚化 規制によりがんじがらめで人材不足の新たな発想への意欲さえ起きないような超高齢化過疎地域、	大川村に移住しようとしたが、村役場では、種々雑多な省庁の多岐に渡る事業で建設されており、賃貸できる空き室の公営住宅のリストアップさえままならなかった。個々の利用条件が細かく制限されているため、特に独身者の入居は出来ない物が多く、地元の若者が親の家を出てなおかつ地元で暮らしたいなどのニーズにさえ応えられず過疎を加速していた。過疎対策のはずの住宅が村の財政負担を増し過疎を加速させる原因になっている。都会から見れば目の前に広がる自然の中に安価な個建ての別荘が持てれば、国民生活の多様性が広がり、今後増える団塊の大量退職者の老後の住処への体験生活の提供ができる。又、全国レベルあるいは世界レベルでの活動をするNPO・ベンチャーで、事務所が都会でなくても良く、低予算で運営したいところで有れば、ブロードバンドの整備と秘書機能を合わせれば、企業誘致と遊休施設利用促進が同時に図れる。	高知県	(個人)と地域の未来を創る会、株式会社くじら、有限会社オダタ、有限会社四万十くじら、個人	財務省 文部科学省 国土交通省
1079010	「地域の知の拠点再生プログラム」にかかる現代G P申請可能件数の緩和について	現代的大学教育支援プログラム(現代G P)における「地域活性化への貢献(地元型)」について、大学ごとの申請可能件数が広域型を含めて「1件」となっているが、地域再生計画と連携する場合、この要件を緩和いただきたい。	函館市においては、現在、高等教育機関連携が進んでおり、連携による高等教育機関機能の向上の可能性について検討しているところであり、「現代G P」と今年度新設された「地域の知の拠点再生プログラム」を活用した取り組みを検討したが、既に他キャンパスでの申請が決定していたため、今年度は断念した経緯があるが、各大学には、現代G Pや地の拠点にふさわしい様々な取り組みがなされていることから、大学等と地域の取り組みを結びつけ、事業化したいと考えている。	函館市には、北海道教育大学函館校、北海道大学水産学部があり、両校の本部のある札幌とは、200キロ以上離れており、札幌市と当市では大学との連携に期待する分野は異なっている。このため、連携する自治体が異なる場合は、キャンパスごとに、「地域貢献」部門の申請を可能とすることで、「地域の知の拠点再生プログラム」を活用した、地域と大学との連携がさらに進むと考えられる。	北海道	函館市、函館市高等教育機関連携推進協議会	文部科学省

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1164010	技術力のある中小企業者 に対する受注機会の拡大 (競争参加資格制度の改 善)	各省庁における物品の製造・販売に係る競争契約への参加資格者は、企業の年商などが評価要素の大半を占める統一資格審査によって格付けされている。この統一資格審査の基準を改善し、精密機械や医療機器の製造など、技術力が必要な分野については、その技術力(特許の保有件数など)や海外を含む製品の製造・販売実績等を判定要素とする新たな区分を設ける。また、「中小企業者に関する国等の契約の方針」についても、技術力を適正に評価した競争参加が行われるよう、具体的な手法を方針に盛り込む。	統一資格審査において、企業の技術力を評価・格付けする新たな区分を設けることにより、年商など企業総体の格付けだけでなく、個々の製品の技術力を生かした適正な競争を行うことが可能となる。また、医療機器の製造など、高度な技術力を要する分野の競争参加では、適正な競争を担保するため、仕様書の内容を審査する審査会等の設置を規定する。さらに、「中小企業者に関する国等の契約の方針」として閣議決定されている中小企業の受注機会の増大のための措置についても、大企業と中小企業が技術力で適正な競争ができるよう、理念ではなく具体的な手法を持って示すことが必要である。	中小企業の中には、特定の製造分野で大企業を凌ぐ高い技術力を持つ企業がある。しかし、現行の統一資格審査による格付けでは競争に参加できず、大企業の下請けとしての受注しかできないのが現状である。統一資格審査の中にも、「各省庁が適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある」ことを明記しているが、技術力の評価に関する具体的な規定が無いため、実際の調達の実施にあっては、統一資格審査の格付けをよりどころとせざるを得ない状況にある。また、医療機器の製造など、高度な技術力を要する分野の競争参加では、仕様書の作成にも高度な知識が必要であるため、第三者による審査会等の設置が必要である。	東京都	三鷹市	財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省